

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等										
<p>(地域手当) 第 5 条 常勤の役員の地域手当の額は、給料の月額に <u>100 分の 12.5</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(期末手当) 第 7 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間 (これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。) の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(旅費) 第 13 条 役員が職務のため旅行した場合は、旅費を支給する。 2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。<u>ただし、常勤の役員については別表により算定した旅費の額を支給する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する</u></p> <p><u>別表 (第 13 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="112 1304 1288 1808"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 1304 706 1352">区分</th> <th data-bbox="706 1304 1288 1352">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 1352 706 1444"><u>鉄道賃</u></td> <td data-bbox="706 1352 1288 1444"><u>特別車両料金 (現に支払った額に限る。)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 1444 706 1537"><u>船賃</u></td> <td data-bbox="706 1444 1288 1537"><u>特別船室料金 (現に支払った額に限る。)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 1537 706 1671"><u>運賃の等級が 2 階級に区分された航空機による外国旅行 (特別なものを除く。)</u>に係る航空賃</td> <td data-bbox="706 1537 1288 1671"><u>最上級の旅客運賃の額 (現に支払った額に限る。)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 1671 706 1808"><u>運賃の等級が 3 以上に区分された航空機による外国旅行 (特別なものを除く。)</u>に係る航空賃</td> <td data-bbox="706 1671 1288 1808"><u>最上級の直近下位の級の旅客運賃の額 (現に支払った額に限る。)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 この表に掲げるもののほか、必要な旅費は、職員の例 (職員の例により難しいときは、別に定めるところ) により計算する。</u></p>	区分	支給額	<u>鉄道賃</u>	<u>特別車両料金 (現に支払った額に限る。)</u>	<u>船賃</u>	<u>特別船室料金 (現に支払った額に限る。)</u>	<u>運賃の等級が 2 階級に区分された航空機による外国旅行 (特別なものを除く。)</u> に係る航空賃	<u>最上級の旅客運賃の額 (現に支払った額に限る。)</u>	<u>運賃の等級が 3 以上に区分された航空機による外国旅行 (特別なものを除く。)</u> に係る航空賃	<u>最上級の直近下位の級の旅客運賃の額 (現に支払った額に限る。)</u>	<p>(地域手当) 第 5 条 常勤の役員の地域手当の額は、給料の月額に <u>100 分の 12.45</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(期末手当) 第 7 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間 (これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。) の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(旅費) 第 13 条 役員が職務のため旅行した場合は、旅費を支給する。 2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。</p>	<p>・職員の地域手当の支給割合、期末手当の支給月数の改定に準じた改正</p>
区分	支給額											
<u>鉄道賃</u>	<u>特別車両料金 (現に支払った額に限る。)</u>											
<u>船賃</u>	<u>特別船室料金 (現に支払った額に限る。)</u>											
<u>運賃の等級が 2 階級に区分された航空機による外国旅行 (特別なものを除く。)</u> に係る航空賃	<u>最上級の旅客運賃の額 (現に支払った額に限る。)</u>											
<u>運賃の等級が 3 以上に区分された航空機による外国旅行 (特別なものを除く。)</u> に係る航空賃	<u>最上級の直近下位の級の旅客運賃の額 (現に支払った額に限る。)</u>											